干ばつ災害の復旧を支援します！！

1　条件

平面図（イメージ）

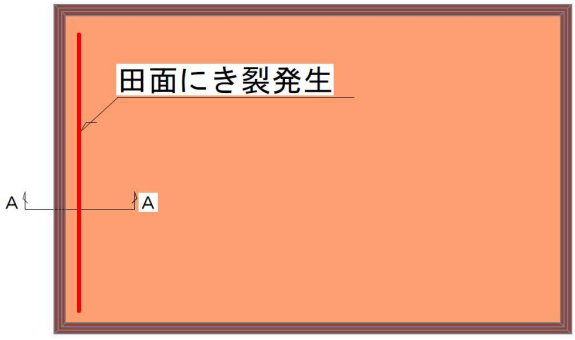

断面図（イメージ）

・き裂の深さが畦畔天端から50cm以上
・耕盤(心土)まで到達し漏水の恐れがある

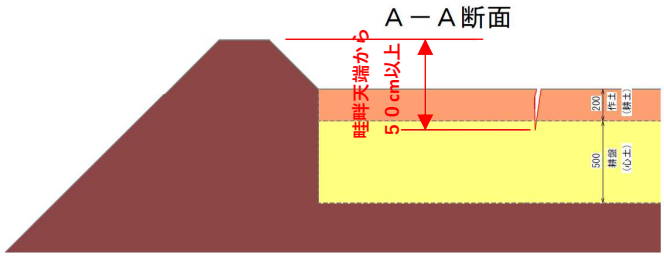

ア　連続干天日数（日雨量　５mm未満の日を含む）が２０日以上であった場合。【達成済】

イ　農地：田面のき裂深さが、畦畔天端から５０cm以上。

2　復旧方法

農家組合等で土木業者に依頼していただき、重機を用いて、掘削、突固め等を実施。

3　負担割合

市：７０％　農家組合等：３０％　【今回の干ばつ復旧限定】

（通常は市：５０％　農家組合等：５０％です。）

4　復旧の流れ

ア　下記担当にご相談ください。

イ　現地の立会を行い、上記１の条件を満たせば市が７０％負担します。

（被害箇所が複数あれば、できる限りまとめて頂けますようお願いします。）

ウ　農家組合等で希望する土木業者から見積を頂いてください。

↑ひび割れの参考写真

↑計測の参考写真

担　当　産業振興部　農林水産課　農地建設係

ＴＥＬ　0257-21-2307（直通）

裏面へ

市単　農地災害復旧【機械借上助成】（干ばつによるもの）
※令和２（２０２０）年３月１０日施工

（目的）

農家組合等が干ばつ災害で被災した農地を土木業者等に依頼して、重機を用いた災害復旧を実施する場合に、市が復旧費用の一部を負担して、農業の維持を図り、あわせてその経営安定に寄与することを目的とする。

（事業主体）

農家組合等が事業主体

※農家組合等とは、町内会や水利組合、土地改良区など、地区の営農体系で所属する団体となります。個人の田の復旧でも、団体長から申請を頂きます。

（被災基準）

ア　連続干天日数（日雨量　5㎜ 未満の日を含む）２０日以上であった場合。【達成済】

イ　農　　地：田面のき裂深さが、畦畔天端から　５０㎝ 以上。

（被災状況確認）

ア　深さ確認は、農家組合等が確認し、市が立ち会う。

イ　調査は、き裂部に石灰溶液（石灰２：水１）などを注入することにより確認する。

ウ　確認時の必要器具（石灰溶液、スコップなど）は、農家組合等で準備する。

エ　確認箇所は、被災箇所に対し、１～２箇所とする。

（負担率）

農地　市５０％　農家組合等５０％（通常）

⇒　※今回の干ばつ復旧限定で　市７０％　農家組合等３０％　とします。

（その他）

・本助成の活用を検討する場合は、必ず事前に農林水産課農地建設係に相談してください。

・復旧完了後の事後申請はできません。復旧適否決定後の復旧となります。